

京都市休日精神科医療確保対策事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）の規定により精神障害者を入院させる精神科病院により実施する京都市休日精神科医療確保対策事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「京都市休日精神科医療確保対策事業」（以下「事業」という。）とは、法第27条の規定に基づく精神保健指定医の診察の結果、法の規定により精神障害者を入院させる精神科病院を輪番制によって休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までをいう。）に確保する事業をいう。

2 この事業を実施する病院（以下「協力病院」という。）は事業の実施に当たり、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 法第18条に規定する精神保健指定医の当直体制が整備されていること。

(2) 入院受入れに必要な看護体制が整備されていること。

(3) 男女いずれか1床の空床が確保されていること。

(事業の委託)

第3条 前条第2項の協力病院（国及び地方公共団体並びに地方公共団体が設立した地方独立行政法人が開設した病院を除く。）に対し、事業を実施するための詳細な内容を定めた委託契約を締結し、実施するものとする。

2 前条第2項の協力病院のうち国及び地方公共団体並びに地方公共団体が設立した地方独立行政法人が開設した病院に対し、事業を実施するための詳細な内容を定めた業務協定を取り交わすものとする。

3 前条第2項第3号で確保された空床が満床となった場合に対応できる病院（以下「後方支援病院」という。）に対し、事業を実施するための詳細な内容を定めた委託契約を締結し、実施するものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

(附則) この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(附則) この要綱は、平成26年4月1日から施行する。